

東京都の条例により、令和2年から自転車利用中の事故により、他人に怪我をさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務化されています。

令和7年4月（通算第148号）

発行：  
公益財団法人東京しごと財団  
（東京都シルバー人材センター連合）

## 自転車損害賠償保険等への加入は“ルール”です 年に一度は加入状況を確認しましょう

### 自転車事故による高額賠償事例

自転車は仕事の行き帰りや買い物など、日常生活に欠かせない便利な乗り物ですが、軽車両であり、加害者となった場合、高額な賠償金が発生する可能性があります。交通ルールを守り、安全運転することはもちろん、年に一度はご自身やご家族の保険の加入状況を確認するようにしましょう。

<自転車事故による高額賠償事例>

約9,521万円	自転車(小学生11歳)と歩行者(62歳)との正面衝突により歩行者が後遺障害を負った事故
約9,266万円	自転車(高校生)と自転車(会社員24歳)との衝突により会社員が後遺障害を負った事故
約6,779万円	自転車と横断歩道を横断中の歩行者(38歳)との衝突により歩行者が脳挫傷により3日後に死亡した事故



## シルバー会員なら団体割引30%適用！ お得な「サイクル安心保険」のご紹介

東京都のシルバー人材センターの会員向けであれば、全日本交通安全協会が推奨する「サイクル安心保険」に団体割引価格で加入することができます（全日本交通安全協会・自転車会員への入会が必要です）。

全プラン示談交渉サービス付きで、ご自身のケガに備えた傷害補償付きのコースもあります。新規会員の方や、まだ保険に加入していないという方は、この機にご検討ください！

#### WEBからの加入がお得・便利!!

- 便利なクレジットカード払いができます!
- 掛金がお得です!
- 申込み手続き後、すぐ加入者票がダウンロードできます! 【重要】郵送による加入者票のお届けはできません。

#### モバイルから加入の場合はこちら



右記の2次元コードからアクセスしてください。  
24時間、土日祝日いつでも加入できます!



詳しくは   をクリック!

<URL> <https://www.jtsa.or.jp/>

※詳細は各センターに配布したパンフレットをご覧ください。